

鹿 児 島 県 公 報

令和8年9月29日（火）第758号の3



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（※）

（免許試験課取扱い） 1

告 示

○鹿児島県解体工事業者登録簿閲覧要綱の一部を改正する要綱（※）

（監理課取扱い） 2

教 育 委 員 会 規 則

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（※）

（教職員課取扱い） 2

県立病院局企業管理規程

○鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程（※）

（県立病院課取扱い） 3

県立病院局企業告示

○鹿児島県立病院事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱（※）

（県立病院課取扱い） 3

規 則

自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第60号

自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則（昭和31年鹿児島県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

収入証紙貼付欄

」

を削る。

附 則

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第 549 号

鹿児島県解体工事業者登録簿閲覧要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県解体工事業者登録簿閲覧要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県解体工事業者登録簿閲覧要綱（平成 13 年鹿児島県告示第 870 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「監理用地課」を「監理課」に改める。

別記様式中

「

収 入 証 紙 ちょう付欄

」

を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、令和 8 年 9 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鹿児島県解体工事業者登録簿閲覧要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第 18 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年鹿児島県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「

手 数 料	(枠内に必要手数料分の収入証紙を貼付すること)	※ 判 定	
		※ 幼、小、中、高、養護、栄養、特、自立教科等	
		※ 専修、一種、二種、助、特別	
		※ 教科等	
		※ 免 許 年月日	年 月 日

」

を

「

※ 判 定	
※ 幼、小、中、高、養護、栄養、特、自立教科等	
※ 専修、一種、二種、助、特別	
※ 教科等	
※ 免許年月日	年 月 日

」

に改める。

別記第 7 号様式、別記第 8 号様式及び別記第 14 号様式中

「

※ 手 数 料				
------------------	--	--	--	--

」

を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員免許状に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県立病院局企業管理規程第 5 号

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業会計規程（平成 18 年鹿児島県立病院局企業管理規程第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項中「鹿児島県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第 43 条第 1 項第 1 号中「、収入証紙」を削る。

第 129 条第 1 項中「令第 22 条の 5 第 1 項」を「令第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

県立病院局企業告示

鹿児島県立病院局企業告示第 4 号

鹿児島県立病院事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県立病院事業出納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県立病院事業出納取扱金融機関事務取扱要綱（平成18年鹿児島県立病院局企業告示第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令第22条の4第1項」を「令第22条の3第1項」に改め、同項第2号中「鹿児島県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。